平塚市新規就農者家賃支援補助金

令和４年度から新たな補助金を創設しました。

市内在住で、平塚市認定新規就農者の方は対象となる可能性がありますので、ぜひご活用ください。

＜対象者＞

　１．平塚市の住民基本台帳に登録があり、市内に居住している

　２．平塚市認定新規就農者

　　　※認定農業者になった者で有効期限内の者を含む

　３．前年の農業所得が５５０万円未満の者

※有効期限は、認定新規就農者に認定された月の翌月から６０か月の事です。

＜補助額＞

　１．家賃の２分の１以内

　２．月額3万円を限度

　※予算の範囲内で交付するので、申請者が多い場合には減額される場合があります。

＜申請に必要な書類＞

　・交付申請書

　・賃貸借契約書の写し

　・平塚市の住民基本台帳に登録があることを証するものの写し（運転免許証、マイナンバー

カード表面など）

　・平塚市認定新規就農者認定証の写し

　・前年度の農業所得を確認できるもの（前年度の確定申告書の写し　等）

※４月中の支払をご希望の方は令和４年４月１５日までに申請書を提出ください。

　問い合わせ先

　平塚市農水産課農業政策担当

　連絡先：０４６３－３５－８１０２（直通）